

全学の教員によって開講される前期課程科目の授業を担当することができる教員（「代表教員」および「分担教員」）の条件等

平成 27 年 12 月 24 日 前期運営委員会承認

平成 29 年 6 月 22 日 前期運営委員会改正

令和 2 年 11 月 26 日 前期運営委員会改正

令和 3 年 2 月 22 日 前期運営委員会改正

1. 「基礎科目」、「総合科目」、及び「展開科目」を担当することができる教員

「代表教員」または「分担教員」として授業を担当することが可能な教員は原則として講師以上の専任教員（教授、准教授、講師のいずれかであって、特任教員でない者）とする。

- 代表教員：各講義の「シラバスの作成」、「成績の決定・報告」および「分担教員との連絡・調整」に責任を持つ教員
- 分担教員：代表教員の他に授業を担当する教員

上記のほか、前期課程開講科目を担当できる助教、特任教員、客員教員、その他学外教員については、各科目区分ごとに次のように定める。

(ア) 基礎科目の「初年次ゼミナール文科」

助教または特任教員は、初年次ゼミナール文科運営委員会による授業担当の適否に係る個別の審査により認められた場合に限り、授業を担当することができることとする。なお、助教または特任教員が「代表教員」となる場合には、上記委員会において、開講についての責任をもつこととする。

(イ) 基礎科目の「初年次ゼミナール理科」

助教または特任教員は、初年次ゼミナール理科運営委員会による適否に係る個別の審査により認められた場合に限り、授業を担当することができることとする。なお、助教または特任教員が「代表教員」となる場合には、上記委員会において、開講についての責任をもつこととする。

(ウ) 総合科目（但し、総合文化研究科・教養学部的前期部会あるいは教養学部に設置されている前期課程教育関係の委員会等が開講する授業は除く）

助教または特任教員は、所属学部の取り決めや手続きなどに従って、授業を担当することが相応しいと認められた場合に限り、授業を担当することができるものとする。ただし、総合科目運営委員会委員長が必要と判断した場合には、同委員会で審議することとする。なお、助教または特任教員が授業を担当する場合は別途、連絡に責任を持つ専任教員を所属学部等に置くこととする。

学外教員は、開講学部及び総合科目運営委員会において、やむを得ない事情があり、かつ授業を担当することが相応しいと認められた場合に限り、授業を担当できること

とする。客員教員、その他学外教員が授業を担当する場合は別途、連絡に責任を持つ専任教員を開講学部置く。また、学外教員への謝金は開講学部が負担する。

「総合科目」の担当条件

		代表教員	分担教員
学内	専任教員 (講師以上)	可	可
	助教	可 ※所属学部等により授業を担当することを認められた者 (連絡に責任を持つ専任教員が必要)	可 ※所属学部等により授業を担当することを認められた者
	特任教員	可 ※所属学部等により授業を担当することを認められた者 (連絡に責任を持つ専任教員が必要)	可 ※所属学部等により授業を担当することを認められた者
学外	客員教員・ その他	可 ※開講学部及び総合科目運営委員会において、 <u>やむを得ない事情があり、かつ授業を担当することが相応しいと認められた者</u> (連絡に責任を持つ専任教員が必要)	可 ※開講学部及び総合科目運営委員会において、 <u>やむを得ない事情があり、かつ授業を担当することが相応しいと認められた者</u>

(エ) 展開科目

助教、特任教員または学外教員が「代表教員」となる場合には別途、連絡に責任を持つ専任教員を所属学部等に置くこととする。また助教、特任教員または学外教員が「分担教員」となる場合には、教養学部に対して理由書を提出するものとする。学外教員への謝金は開講学部が負担する。

「展開科目」の担当条件

		代表教員	分担教員
学内	専任教員 (講師以上)	可	可
	助教	可 (連絡に責任を持つ専任教員が必要)	可 ※理由書の提出が必要
	特任教員	可 (連絡に責任を持つ専任教員が必要) <u>特定短時間勤務有期雇用教員は不可</u>	可 ※理由書の提出が必要 <u>特定短時間勤務有期雇用教員は不可</u>
学外	客員教員・ その他	可 (連絡に責任を持つ専任教員が必要)	可 ※理由書の提出が必要

2. 「主題科目」を担当することができる教員

以下のとおりとする。

(オ) 主題科目の「学術フロンティア講義」

講師以上の特任教員が「代表教員」となる場合には別途、連絡に責任を持つ専任教員を所属学部等に置くこととする。助教及び学外教員が「代表教員」となることはできない。助教、特任教員、または学外教員が「分担教員」となる場合には、教養学部に対して理由書を提出するものとする。学外教員への謝金は開講学部が負担する。

「学術フロンティア講義」の担当条件

		代表教員	分担教員
学内	専任教員 (講師以上)	可	可
	助教	不可	可 ※理由書の提出が必要
	特任教員	講師以上は可 ※連絡に責任を持つ専任教員が必要 特定短時間勤務有期雇用教員は不可	可 ※理由書の提出が必要 特定短時間勤務有期雇用教員は不可
学外	客員教員	不可	可 ※理由書の提出が必要
	その他	不可	可 ※理由書の提出が必要

(カ) 主題科目の「全学自由研究ゼミナール」及び「全学体験ゼミナール」

講師以上の特任教員が「代表教員」となる場合には別途、連絡に責任を持つ専任教員を所属学部等に置くこととする。助教及び学外教員が「代表教員」となることはできない。助教、特任教員、または客員教員が「分担教員」となる場合には、教養学部に対して理由書を提出するものとする。客員教員以外の学外教員は授業を担当することができない。客員教員への謝金は開講学部が負担する。

「全学自由研究ゼミナール」及び「全学体験ゼミナール」の担当条件

		代表教員	分担教員
学内	専任教員 (講師以上)	可	可
	助教	不可	可 ※理由書の提出が必要
	特任教員	講師以上は可 ※連絡に責任を持つ専任教員が必要 特定短時間勤務有期雇用教員は不可	可 ※理由書の提出が必要 特定短時間勤務有期雇用教員は不可
学外	客員教員	不可	可 ※理由書の提出が必要
	その他	不可 「ゲストスピーカー」(手当等支給無)という立場で参加することは可能。	